

答 申 情 第 1 9 0 号
令 和 7 年 2 月 2 1 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

●●との接触の際に作成・取得した文書の不存在による非公開決定事案

- 1 令和6年2月2日付け文く安第38号（諮問情第293号）
- 2 令和6年2月21日付け文く安第46号（諮問情第297号）
- 3 令和6年3月29日付け文く安第55号（諮問情第300号）

1 審議会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定の各処分は、妥当である。

2 審議会における審議の方法

別表 1 に示す 3 件の審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、いずれも同一人から提出があった、くらし安全推進課が保有する●●との接触の際に作成・取得した文書の公文書公開請求 4 件（「以下 4 件をまとめて「本件請求」という。）に対する各処分（以下「本件処分」という。）について行われたものであり、また審査請求における争点も共通することから、当審議会において、これらを併合して審議した。

3 審査請求の経過

本件審査請求の経過は、別表 1 のとおりである。

4 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

5 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る文書

処分庁は、路上喫煙等防止対策を行う部署であり、取組の一環として、●●による公設喫煙場所（以下「喫煙場所」という。）の寄付受納に係る事務、喫煙場所の維持管理やたばこを取り巻く情勢に係る●●との情報共有などを行っている。

審査請求人が存在すると主張する文書は、処分庁と●●が関わる中で、処分庁が作成した、あるいは処分庁が●●から取得した文書であると認められる。

(2) 本件請求に係る文書が存在しない理由

喫煙場所の維持管理やたばこに関する社会情勢の動き等について、●●と情報共有を行う際などは、主に電話・対面により実施している。

作成・取得する文書は、おおむね、市内の喫煙場所の寄付受納に関する文書、喫煙場所の整備や改修に係るイメージ図等、覚書及びその別紙に関する文書である。

しかしながら、本件請求内容の期間（令和 5 年 8 月 2 5 日以降令和 5 年 1 1 月 1 0 日まで）において、前述の事案がなく、また、前述の事案以外の事案もなかったため、処分庁において文書を作成・取得した事実もない。

よって、本件請求に係る文書は存在しない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

6 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 保有しているため。

(2) 令和6年1月12日付け京都市指令文く安第95号による公文書一部公開決定処分において、2023.10.19の日付を持つ作業計画図が公開されたことから分かることとして、令和5年11月10日以前に、本件請求に係る公文書が既に存在した。

7 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

審査請求人の求める文書は、令和5年8月25日以降令和5年11月10日までに処分庁が●●との接触の際に作成・取得した文書である。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、令和5年8月25日以降令和5年11月10日までに本件請求に係る文書を作成及び取得しなかったため、本件請求に係る文書は存在しないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、令和6年1月12日付け京都市指令文く安第95号による公文書一部公開決定処分の対象公文書の中に2023年10月19日付けの作業計画図が存在することから、令和5年11月10日以前に、処分庁が本件請求に係る文書を保有していると主張する。

ウ 当審議会において、処分庁に作業計画図の入手日を確認したところ、令和5年11月17日に、作業計画図を含め、令和6年1月12日付け京都市指令文く安第95号で一部公開した公文書一式を●●から入手したとのことであった。

そこで、令和6年1月12日付け京都市指令文く安第95号で一部公開された公文書一式を確認したところ、作業計画図が含まれている京都駅北口広場喫煙場所バスターミナル東の寄付受納に係る文書のうち、●●からの寄付申出書に令和5年11月17日という日付が記載されていることが認められた。

エ あわせて、●●と情報共有を行う際にメモ等の記録を作成していないのかを処分庁に確認したところ、本件請求期間内に●●との接触はあったものの、対応記録は作成されていないということであり、●●から事前に受領した文書もなかったということであった。

オ 上記ウ及びエを踏まえれば、2023年10月19日付けの作業計画図が同日に存在したことは認められるものの、当該作業計画図を作成したのは▲▲であり、処分庁が当該作業計画図を●

●から入手したのは、寄付受納に係る文書に記載された令和5年11月17日であったと認定できる。また、令和5年8月25日以降令和5年11月10日までに処分庁が本件請求に係る文書を作成及び取得した事実が認められないことから、本件請求に係る文書は存在しないとの処分庁の説明に特段不合理な点はなく、当審議会としては、処分庁が行った本件処分は妥当であると判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表 1 審査請求の経過

諮問情第 293 号

請求日	令和 5 年 9 月 14 日
請求内容	くらし安全推進課が保有する●●との接触の際に作成・取得した文書 (令和 5 年 8 月 25 日以降のもの)
処分通知日	令和 5 年 10 月 3 日
公開請求に係る公文書を 保有していない理由	請求に係る文書を作成及び取得していないため。
審査請求日	令和 6 年 1 月 4 日

諮問情第 297 号

請求日	1 令和 5 年 10 月 3 日 2 令和 5 年 10 月 20 日
請求内容	1 くらし安全推進課が保有する●●との接触の際に作成・取得した文書 (令和 5 年 9 月 14 日以降のもの) 2 くらし安全推進課が保有する●●との接触の際に作成・取得した文書 (令和 5 年 10 月 3 日以降のもの)
処分通知日	1 令和 5 年 10 月 20 日 2 令和 5 年 11 月 10 日
公開請求に係る公文書を 保有していない理由	請求に係る文書を作成及び取得していないため。
審査請求日	令和 6 年 1 月 22 日

問情第 300 号

請求日	令和 5 年 11 月 10 日
請求内容	くらし安全推進課が保有する●●との接触の際に作成・取得した文書 (令和 5 年 10 月 20 日以降のもの)
処分通知日	令和 5 年 12 月 8 日
公開請求に係る公文書を 保有していない理由	請求に係る文書を作成及び取得していないため。
審査請求日	令和 6 年 3 月 8 日

(参 考)

1 審議の経過

令和6年	2月	2日	諮問（諮問情第293号）
	2月	21日	諮問（諮問情第297号）
	3月	1日	諮問庁からの弁明書の提出（諮問情第293号）
	3月	18日	諮問庁からの弁明書の提出（諮問情第297号）
	3月	29日	諮問（諮問情第300号）
	4月	23日	諮問庁からの弁明書の提出（諮問情第300号）
	5月	17日	審査請求人からの反論書の提出
令和7年	1月	17日	諮問庁の職員の口頭理由説明（令和6年度第9回会議）
	2月	21日	審議（令和6年度第10回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 石塚 武志）